



## 6 添付書類

- ・ 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し
- ・ 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し（※）

### （※） 1 臨床研修等修了登録証について

- (1) 平成 16 年 4 月 1 日（以下、「当該日」）時点において現に医師免許を受けている者及び当該日前に医師免許の申請を行った者であって、当該日以後に医師免許を受けた者は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条 6 第 1 項による臨床研修修了したことを医籍に登録した者とみなすため、「臨床研修等修了登録証の写し」の添付を不要とする。
- (2) 平成 18 年 4 月 1 日（以下、「当該日」）時点において現に歯科医師免許を受けている者及び当該日前に歯科医師免許の申請を行った者であって、当該日以後に歯科医師免許を受けた者は、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 16 条 4 第 1 項による臨床研修修了したことを医籍に登録した者とみなすため、「臨床研修等修了登録証の写し」の添付を不要とする。

### 2 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付について

免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができることとし、提示確認の場合は、「保健所確認欄」に担当者の確認印を受けること。